

議案第 15 号

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年橋本市条例第52号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 <u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める</p>

場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあっては、8日以上)の週休日設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあっては、8日以上)の週休日設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員)にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(短時間勤務職員)にあっては、8日以上)の週休日設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(短時間勤務職員)にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

2・3 略

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第6条 前条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条 例第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額(法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再 任用短時間勤務職員」という。))にあっては、法第28条の4第1項の 規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額)</p> <p>第6条 前条、第16条及び第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条 例第9条に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除した額(法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短 時間勤務職員」という。))にあっては、法第28条の4第1項の規定に より採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定</p>

<p>則で定める額)とする。</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第10条の2 再任用短時間勤務職員の給料月額に、前条第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 通勤手当の月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>める額)とする。</p> <p>(短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第10条の2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2 通勤手当の月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	---

(橋本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(委任)</p> <p>第27条 略</p>	<p>(臨時職員等の給与)</p> <p>第27条 法第22条の規定に基づき臨時的任用職員及び非常勤職員には、任命権者が給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成27年4月1日から施行する。